

秋川漁業協同組合  
内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、秋川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁業権漁場内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 遊漁に使用する投網の目合は16cmにつき14節以下でなければならない。

3 投網による水産動物を対象とする遊漁は、あゆに限定し、この漁場区域は多摩川、通称拝島堰堤より下流、拝島橋までの区域とし、拝島堰堤から上流の漁場区域内においては、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない

4 漁業権漁場内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 漁業権漁場内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別、区域別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。但し、下表に限らず、組合は魚類の繁殖保護又は漁業調整上必要があると認める場合は、遊漁の期間・区域等について制限することができる。

魚種	漁法	区域	期間
あゆ	手釣、竿釣	全域	組合が定め公示した日（解禁日）から12月31日まで
	投網	多摩川拜島堰堤より下流、拜島橋までの区域	組合が定め公示した日（解禁日）から12月31日まで
にじます	手釣・竿釣	赤井沢、三頭沢を除く戦域	組合が定め公示した日（解禁日）から12月31日まで
やまめ	手釣・竿釣	赤井沢、三頭沢を除く全域	組合が定め公示した日（解禁日）から9月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	手釣・竿釣	全域	1月1日から12月31日まで
かじか	手釣・竿釣	全域	7月1日から8月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
乙津堰上流の秋川本支流(特設釣場を除く。)、養沢川(特設釣場より上流)、盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)	10月1日から翌年のマス類の解禁前日まで

2 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場及び組合が特に指定した区間においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は標識により表示し、組合が特に指定した区間は組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
にじます	12センチメートル
やまめ	12センチメートル
こい	18センチメートル
ふな	12センチメートル
うなぎ	26センチメートル
かじか	7センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生までのときは無料、中学校又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。但し、第3項に掲げる特定漁場での遊漁料は別に定めるところによる。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（税込） （組合員事務又は指定店で納付する場合）	遊漁料（税込） （現場で監視員に納付する場合）
あゆ	手釣・竿釣	1年	10,000円	12,000円
		1日	2,500円	5,000円
	投網	1漁期	10,000円	12,000円
にじます やまめ	手釣・竿釣	1年	8,000円	10,000円
		1日	2,500円	5,000円
こい、ふな、うぐい、 うなぎ、おいかわ、 かじか	手釣・竿釣	1年	3,000円	3,000円
		1日	600円	1,200円

2 遊漁料は、次に掲げる場所または指定店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 秋川漁協協同組合事務所 東京都あきる野市養沢1311番地

(2) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版またはホームページに掲載する。

小学生及び未就学児	無料
身体障害者及び中学生	前項に規定する額の半額
77歳以上の者	同上

3 特定漁場区域

(1) 秋川国際ます釣場

東京都あきる野市養沢本須砂防堰堤から下流、同市乙津2,045番地先竹漕までの養沢川

(2) 養沢毛鉤釣場

東京都あきる野市養沢1,051番地先の、大岳沢と御岳沢との合流点から下流同市養沢94番地先、本須砂防堰堤までの養沢川

(3) 神戸国際鱒釣場

東京都西多摩郡檜原村3,519番地先の神戸大橋から上流約20mに設置された堰堤より下流の同村7,881番地先の北秋川合流点までの間の神戸川

(4) 日の出町自然休養村農林漁業組合さかな園

東京都西多摩郡日の出町大久野3,876番地先の下新井橋から下流の同町3,685番地先の大場入橋までの間の平井川

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。